

厚木市敬老事業運営費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を敬愛し長寿を祝い高齢者福祉の向上を図るため、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「老人ホーム等」という。）を運営している社会福祉法人（以下「運営法人」という。）に対し、厚木市敬老事業運営費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による市の住民基本台帳に記録されている者のうち、75歳以上のものをいう。

(交付対象)

第3条 交付金の交付対象は、運営法人が老人ホーム等において実施する敬老会に係る経費とする。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、次の表に掲げる均等割額及び人数割額の合計額とする。

区 分	金 額
均等割額	1施設当たり 50,000円 (@50,000円*老人ホーム等数)
人数割額	交付対象年度の7月1日現在、当該老人ホーム等に入所している高齢者（当該年度の7月2日から9月15日までの間に75歳に達する者を含む。）1人当たり 500円 (@500円*老人ホーム等ごとの該当入所者数)

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする運営法人の代表者は、交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付金の交付時期)

第6条 交付金の交付時期は、7月以降とし、事業の完了前に全額交付するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 交付金の交付を受けた運営法人の代表者は、事業完了の日から30日以内に実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

附 則

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

2 厚木市敬老会交付金交付要綱（平成6年8月1日施行）は、廃止する。

3 平成14年度及び平成15年度における交付対象は、第2条第2項中「75歳」とあるのは、14年度にあつては「73歳」と、平成15年度にあつては「74歳」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。